

比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部研究倫理指針

第1 背景と目的

比治山大学大学院、比治山大学及び比治山大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」という建学の精神に則り、生命の尊厳性と永遠性、ひいては人類が築き上げてきた精神文化を重んじる伝統を保ちながら、豊かな人間性に支えられた社会の実現に貢献できる人材の育成及び福利向上のための人間・文化・生命科学の解明を目指して教育研究活動を行っている。情報化、国際化等、人間を取り巻く社会環境が激動的に変化している現在においては、学術研究の社会的役割も複雑化し、それが人間、社会、自然に及ぼす影響は極めて大きくなりつつある。そのような中、学問および研究の自由を保証しながら、本学及び本学の研究者が自律的に社会への責任を果たしていく上で、倫理観を共有することは極めて重要なことである。そこで、本学における学術研究が、研究者の高度な倫理的意識のもと、学術的・社会的規範に照らし適切に行われ、厚く社会からの理解と信頼を得て、一層社会に貢献できる研究を行うことを目的とし、研究を遂行する上で研究者が常に自覚し、遵守すべき規範としてここに、研究倫理の指針を定める。

第2 適用範囲

この指針は、本学の研究者が行う学術研究を対象とし、それに携わる全ての関係者に遵守を求めるものである。

ただし、次のいずれかに該当する学術研究は、この指針の対象としない。

- (1) 法律の規定に基づき実施される調査
- (2) 他の倫理指針に基づく審査を受けた調査研究
- (3) 資料として既に連結不可能な匿名化されている情報のみを用いる研究
- (4) 医療行為を伴う介入研究
- (5) 都道府県、市町村等が地域において行う保健事業や産業保健又は学校保健の分野において、産業医又は学校医が法令に基づくその業務の範囲内で行う調査や事業等

第3 定義

- (1) 研究者とは、本学専任教職員のみならず、本学で研究活動に携わる学生及び研究生及び、客員研究員等を総称する。
- (2) 研究には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表、研究の評価に至るすべての

過程における行為及びそれに付随するすべての事項を含む。

- (3) 発表には、研究者が行った研究に係る新たな知見・発見、及びそれに関連するあらゆる専門的知見を公表するすべての行為を含む。
- (4) 資料とは、研究に用いようとする人体から採取された試料、検査結果等の人に関する情報、その他研究に用いられる情報をいう。
- (5) 個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- (6) 匿名化とは、個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりに関わりのない符号又は番号を付すことをいう。
- (7) インフォームド・コンセントとは、研究対象となることを求められた者が、研究者から事前に研究に関する十分な説明を受け、その研究の意義、目的、方法、予測される結果や不利益等を理解し、自由意志に基づいて与える、研究対象者となること及び資料の取り扱いに関する同意をいう。

第4 研究における基本事項

- (1) 研究者は、自己の良心と信念に従って、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、責任をもって研究を遂行しなければならない。
- (2) 研究者は、生命の尊厳及び人間の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、及び国内の法令、告示、並びに本学の諸規程、諸規則を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、人々の福利につながる研究を目指し、人を害する研究を行ってはならない。
- (5) 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つよう努力しなければならない。
- (6) 研究者は、専門的知識をいたずらに過信することなく、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、常に自らの行動や発言を律するとともに、自身が関与する研究が一般の人々や社会に与える影響を謙虚に自覚しなければならない。
- (7) 研究者は、他の国や地域、異なる学問分野や組織等の固有の文化や価値観、慣習、規律の理解に努め、それらを尊重しなければならない。
- (8) 研究者は、相互に独立対等の研究者として、互いの学問的立場を尊重しなければな

らない。また、共同研究においては、互いが対等なパートナーであることを理解するとともに、学生が共に研究活動に加わるときには、学生が不利益を蒙らないよう十分配慮しなければならない。

第5 研究課題・計画の立案と実施

- (1) 研究者は、研究課題・計画の立案に当たっては、過去に行われた研究業績等を十分に調査、把握した上で、自身の研究の独創性や新規性を確認するとともに、科学的合理性、倫理的妥当性が認められる研究となるよう、明確かつ具体的な研究計画書を作成しなければならない。
- (2) 研究者は、自身の研究課題・計画について、可能な限りわかりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- (3) 研究者は、研究遂行中、計画進捗状況について自己点検を行い、その遂行の段階においてできる限り透明度を高め、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。
- (4) 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会ないしは人々に好ましくない影響を及ぼす可能性があると判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。
- (5) 研究者は、研究に関する資料を保存する場合には、研究計画書に保存方法を記載しておかねばならない。

第6 研究のための資料・情報・データ等の収集・管理

- (1) 研究者は、資料・情報・データ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段によって行わなければならない。
- (2) 研究者は、研究のために必要な資料・情報・データ等の収集を、その目的にかなう必要な範囲において行うよう努めるとともに、目的外に使用してはならない。
- (3) 研究者は、収集・作成した資料や情報・データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- (4) 研究者は、収集・作成した資料や情報・データ等を個人名がわからないよう匿名化するなど適切な方法で保管し、事後の検証・追試が行えるよう適切な期間保存しなければならない。ただし、法令及び規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。
- (5) 研究者は、研究計画書に定めた資料の保存期間を過ぎた場合は、匿名化し廃棄しな

ければならない。

- (6) 保存期間が定められていない資料を保存する場合には、研究の終了後遅滞なく、後述する研究倫理委員会に報告しなければならない。

第7 インフォームド・コンセント

- (1) 研究者が、個人に関する情報・データの提供を受けて研究を行うときは、当該情報を提供する人に対して、研究機関名、研究者等の氏名、研究の目的・意義、研究対象者として選定された理由、研究への参加が任意であり、不参加によって利益を害するものではないこと、研究方法・期間、情報・データの収集方法や利用方法、個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先等、更には協力者が被る可能性のある不利益や不快な状況も含めて十分に説明し、事前に自由意志に基づく研究参加の同意を得なければならない。
- (2) 研究上の必要性から研究対象者に事前に知らせなかつた研究計画上の内容がある場合は、事後説明を十分に行い、事前に開示しなかつた理由を含めて誤解のないようにしなければならない。
- (3) 研究者は、研究協力者に対し、いつでも研究への協力を中止する権利あるいは協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。
- (4) インフォームド・コンセントを得る方法は、侵襲性を伴う介入によって、データの収集、試料を採取する場合は、文書によることを原則とする。
- (5) 試料の採取が侵襲性を要しない場合は、文書による説明及び文書による同意は受け必要はないが、説明の内容、受けた同意に関する記録を作成しなければならない。
- (6) 研究対象者が未成年の場合は、保護者等の代諾を得なければならない。ただし、16歳以上の未成年の場合、研究倫理委員会の審査の結果、代諾は必要ないと判断された場合は、この限りではない。

第8 個人情報の保護

- (1) 個人情報は、個人の人権尊重の理念の下に慎重に扱うべきものであり、研究者は、個人を特定できる資料や情報・データを収集する際は、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等、その適正な取り扱いに努めなければならない。
- (2) 研究者は、研究のために収集した研究協力者に関する情報のうち、個人を特定できるものについては保護し、本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(3) 研究者は、研究過程において、研究協力者に関する個人情報の取り扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

第9 研究機器、薬品、材料等の安全管理

研究者が、研究・実験において装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令や取扱規程、取扱要領等を遵守し、最終処理に至るまで、安全な使用と管理に努めなければならない。

第10 研究成果の公表

- (1) 研究者は、産業財産権等の取得やその他の合理的な理由のために公表に制約のある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため、研究協力者の個人情報保護に必要な措置を講じた上で公表しなければならない。
- (2) 研究者は、研究成果の発表に際して、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産権を侵害してはならない。
- (3) 研究者は、研究における不正行為が、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、捏造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造や偽造）、盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）等の不正な行為は、絶対にしてはならない。

第11 オーサーシップ

研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、著者・共著者となる。

第12 研究費の使用

- (1) 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。
- (2) 研究者は、研究費の使用に当たって、法令、本学の経理規程、当該研究費の使用規則等を遵守しなければならない。
- (3) 研究者は、研究費の使用に関する証拠書類等を適切に管理・保存するとともに、実績報告等においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

第13 他者の業績評価

- (1) 研究者が審査員として他の研究者の業績評価を行うときには、被評価者に対して予

断をもつことなく、評価基準、審査要綱等に従い、評価に恣意的な観点を混入させてはならない。また、求められる評価が自己の能力を超えていたり、利害関係等のため公正な評価が困難であると判断されるときは、審査員を辞退するものとする。

- (2) 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。

第14 本学の責務

- (1) 本学は、すべての研究者が十分にその能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成を支援するとともに、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。
- (2) 本学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知するとともに、研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。
- (3) 本学は、研究活動において、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。
- (4) これらの目的を達成するため、比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部研究倫理委員会を設置する。

附 則（平成21年7月27日制定）

この指針は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（令和5年12月27日改正）

この指針は、令和5年12月27日から施行する。